

令和8年度事業戦略（スケールアップ）伴走支援事業「重点支援企業」募集要領

（趣旨）

第1条 この要領は、令和8年度事業戦略（スケールアップ）伴走支援事業の実施にあたり、重点支援企業の募集に必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第2条 本事業は、公益財団法人高知県産業振興センター（以下、「センター」という。）が、令和8年度事業戦略（スケールアップ）伴走支援事業を委託した、パーソルキャリア株式会社（以下、「運営事業者」という。）と連携して実施し、県内への経済波及効果の高い一定規模の売上有る企業を、「重点支援企業」として最大10社選定し、売上高等の大幅増を図る事業戦略の策定・実行を伴走型で支援することにより、将来的に「100億企業」を宣言する企業を創出することを目的とする。

（応募対象者）

第3条 応募対象者の要件は、事業規模の拡大及び地域経済への波及効果が期待される中小企業者等で、以下のとおりとする。

（1）中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する中小企業者であること

（2）支援効果が他の県内企業への波及することが見込まれる企業であること

（3）高知県内で事業を営んでいること

（4）売上規模が一定規模（5億円～30億円程度）であること

（5）他の県内企業のモデルとなる取組を実施する企業であること

（6）取組に実現可能性がある企業であること

（7）本事業の趣旨を理解していること

2 以下に該当する者は本募集の対象外とする。

（1）事業戦略スケールアップ事業実施要領別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者

（2）県税を滞納している者

（3）公序良俗等の観点から適当でないと認める業種

（4）実施に必要な協力を行わない、又は円滑な実施を妨げるおそれがある者

（5）その他、本事業の趣旨に照らして支援の対象として適当でないと理事長が認める者

（本事業のスキーム）

第4条 本公募で選定された重点支援企業に対して、センターと運営事業者が以下の流れ

で事業戦略の実現に向けた伴走支援を行う。

(1) 導入

ア プロジェクトマネージャー（以下、「PM」という。）の選定・配置

センターと運営事業者とにより第8条に規定する「事前ヒアリング」により確認した企業の経営課題に応じて適切なPMを選定・配置する。

イ オリエンテーションの実施

(ア) 事業概要、支援内容、スケジュール等の説明

(イ) 事業戦略の作成・実行による中小企業のスケールアップ（売上の大幅増など）の成功事例の紹介等、参考となる情報の提供

(ウ) 相談・支援内容の方向性の確認

(2) 伴走支援

ア 現状分析

(ア) ヒアリングによる現状確認

(イ) 課題の確認・整理

(ウ) 目標設定の検討

(エ) 事業戦略の策定・見直し

イ 事業戦略実行のための取組方針の検討

設定した目標に対するロードマップの策定（優先順位付け、体制づくり、取組方法の検討）

ウ 課題の解決手法の検討・解決

(ア) 個別課題ごとの取組方法（体制、手法）の検討

(イ) 専門家の活用検討

エ 進捗管理

原則として1か月に1回程度、PM及びセンターが企業を訪問し、取組状況の進捗管理や課題解決に向けたアドバイス、状況確認、情報共有、今後の取組検討を行う。

(重点支援企業の責務)

第5条 重点支援企業においては、運営事業者及びセンターの支援を受けるにあたって、下記事項に協力すること。

(1) 実行体制の整備

(2) スケジュール調整

(3) 課題解決のために必要な情報の開示

2 重点支援企業は、本事業の成果の普及啓発のため、取組内容をまとめた成果事例集の作成、成果報告会の開催及び成果報告会への参加等に協力することとする。

(提出書類)

第6条 応募者は以下の書類を提出するものとする。

- (1) 申込書(様式1) 1部
 - (2) 誓約書(様式2) 1部
 - (3) 直近3期分の決算書(貸借対照表、損益計算書等) 1部
 - (4) その他(作成している場合は、中長期経営計画、デジタル化計画等) 各1部
- ※提出された書類は返却しないものとする。

(提出先及び問い合わせ先)

第7条 提出書類は、下記の運営事業者連絡先に提出するものとする。

高知スケールアップ事務局(パーソルキャリア株式会社)

メールアドレス: pca_hipro_scaleup@persol.co.jp

(事業の申し込み)

第8条 第7条のメールアドレスへ第6条の提出書類を送付すること。書類の受付後、センター及び運営事業者による事前ヒアリングを実施する。

(1) 事前ヒアリング内容

- ア 本事業の目的、事業スキームの説明
- イ 重点支援企業の前提条件の説明
- ウ 重点支援企業要件の確認
- エ 申請書(様式1)の内容確認

(重点支援企業の選定方法)

第9条 運営事業者は、応募者に事前ヒアリングを行い、様式1と様式2の確認を行い、第3条の要件を満たすことの確認を行った上で決定する。

(個人情報の取扱い)

第10条 提出された個人情報は、本事業の運営に必要な範囲で使用する。取扱いはセンターの個人情報保護方針に準拠する。

(その他)

第11条 本要領に定めのない事項については、センター理事長が別途定める。

附 則

この要領は令和8年5月8日から施行する。